

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金交付事業（概要）

1 交付要件

(1) 協力金

- 県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
- 令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

(2) 支援金

5月7日（木）以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいること。

2 交付額

- (1) 協力金 10万円から30万円(県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数箇所を賃借していれば30万円)
- (2) 支援金 協力金に加えて一律10万円

3 申請に必要な書類

- 申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載）及び営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書の写し等）
- 休業の状況が確認できる書類（例：休業期間を周知するホームページや店頭ポスター、DM等の写し） など

4 申請受付期間

令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

5 申請手続

- (1) 電子申請 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請専用ポータルサイトから申請
- (2) 郵送 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛（7月31日（金）の消印有効）

6 問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

（電話）024-521-8575

（受付時間）9時30分から17時30分まで（5月15日より開始：土日祝日も受付）